

平成 30 年 3 月 30 日

【照会先】老健局 高齢者支援課
課長補佐 上野 翔平（内線 3976）
（代表電話）03 (5253) 1111
（直通電話）03 (3595) 2888

報道関係者 各位

「平成 29 年度 有料老人ホームを対象とした指導状況等の フォローアップ調査（第 9 回）」結果

厚生労働省では、「平成 29 年度 有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査（第 9 回）」を実施し、今般、調査結果を取りまとめましたので発表します。

本調査においては、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づき施設名称や管理者などを届け出ることを義務付けられている有料老人ホーム*に該当しながら、届出が行われていない施設（いわゆる「未届の有料老人ホーム」）について、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）に対して、届出や指導状況等の調査を行いました。

（※） 有料老人ホームは、老人福祉法第 29 条第 1 項に基づき、高齢者を入居させ、食事の提供、介護の提供、家事の供与、健康管理のいずれかのサービスを行う施設をいう。

調査の実施に当たっては、未届の有料老人ホームに関する情報を幅広く収集し、報告してもらうため、有料老人ホームの届出先の都道府県等だけでなく、市区町村の地域包括支援センターや生活保護部局等の関係部局と連携して情報を収集するとともに、現在施設に対して実態調査を行っている又は今後実態調査を行うために、報告時点では有料老人ホームに該当するか判断できる段階に至っていない施設も報告対象としています。

その結果、平成 29 年 6 月 30 日時点で、

- ・ 届出された有料老人ホームの数は 12,608 件（前年度 11,739 件）
- ・ 未届の有料老人ホームの数は 1,049 件（前年度 1,207 件）

となっています。

また、未届の有料老人ホームに関する調査にあわせて、前払金の保全措置の実施状況の調査も行いました。

その結果、前払金の保全措置が義務付けられている有料老人ホーム（平成 18 年 4 月 1 日以降に設置された有料老人ホーム）10,759 件のうち、前払金を徴収している有料老人ホームの数は 1,357 件あり、このうち、保全措置を講じていない有料老人ホームの数は 39 件（前年度 53 件）となっています。

上記の調査結果を踏まえ、未届の有料老人ホームに関する実態把握や届出促進に向けた取組の徹底、入居者の処遇等に関する指導を強化するため、厚生労働省では、3月30日付で、都道府県等に対し、

- ・未届の有料老人ホームについて速やかに実態把握を行い、有料老人ホームに該当する場合には、届出の実施や入居者の処遇等について厳正かつ適切な指導監督を徹底すること
- ・未届の有料老人ホームの徹底した実態把握を進めるため、引き続き関係部局や市区町村と連携を図るとともに、届出を促進するため、届出制度の周知を図るなどの取組みを強化すること
- ・前払金の保全措置が義務付けられているにも関わらず、保全措置を講じていない有料老人ホームの事業者に対しては、改善に向けて厳正に指導監督を行うこと

等を求める通知を出し、更なる指導監督の徹底を要請したところです。

なお、今年度においても6月30日時点の状況について、調査を実施する予定です。

平成 30 年 3 月 30 日
厚生労働省老健局高齢者支援課

平成 29 年度 有料老人ホームを対象とした指導状況等
のフォローアップ調査（第 9 回）結果

『有料老人ホームに関する定期的な調査の実施について（平成 29 年 6 月 28 日付け事務連絡）』に基づく調査結果は以下のとおり。

1. 有料老人ホームの届出状況について

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回
	H21.10.31 時点	H22.10.31 時点	H23.10.31 時点	H24.10.31 時点	H25.10.31 時点	H26.10.31 時点
①届出施設数	4,864 件	5,718 件	6,726 件	7,863 件	8,916 件	9,941 件
②未届施設数*	389 件	248 件	259 件	403 件	911 件	961 件
③届出率 (①/①+②)×100	92.6%	95.8%	96.3%	95.1%	90.7%	91.2%
④未届率 (②/①+②)×100	7.4%	4.2%	3.7%	4.9%	9.3%	8.8%

	第 7 回		第 8 回	第 9 回
	H27.6.30 時点	H28.1.31 時点	H28.6.30 時点	H29.6.30 時点
①届出施設数	10,627 件	—	11,739 件	12,608 件
②未届施設数*	1,017 件	633 件	1,207 件	1,049 件
③届出率 (①/①+②)×100	91.3%	—	90.7%	92.3%
④未届率 (②/①+②)×100	8.7%	—	9.3%	7.7%

(※) 把握している「未届施設数」には、現在施設に対して実態調査を行っている又は今後実態調査を行うために、報告時点では有料老人ホームに該当するか判断できる段階に至っていない施設を含む。

【参考】各回の調査期間内で新たに把握した届出／未届の施設数

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回
	H21.5.1 ～H21.10.31	H21.11.1 ～H22.10.31	H22.11.1 ～H23.10.31	H23.11.1 ～H24.10.31	H24.11.1 ～H25.10.31	H25.11.1 ～H26.10.31
①届出施設数	619 件	854 件	1,008 件	1,137 件	1,053 件	1,025 件
②未届施設数*	163 件	59 件	95 件	245 件	658 件	370 件

	第 7 回		第 8 回	第 9 回
	H26.11.1 ～H27.6.30	H27.7.1 ～H28.1.31	H27.7.1 (②は H28.2.1) ～H28.6.30	H28.7.1 ～H29.6.30
①届出施設数	686 件	—	1,112 件	869 件
②未届施設数*	288 件	633 件	127 件	199 件

2. 未届の有料老人ホームに対する指導状況及び有料老人ホームに対する入居者の処遇等に係る指導状況について（平成29年6月30日時点）

	施設数	届出に係る指導	入居者の処遇に係る指導
平成28年6月30日時点の「未届の有料老人ホーム数」(※1)	1,207件	828件	76件
（うち）平成29年6月30日までに届出済	237件	198件	37件
（うち）平成29年6月30日時点で未届	850件	630件	39件
（うち）実態調査の結果、有料老人ホームに該当しなかったもの等(※2)	120件	—	—
平成28年7月1日～平成29年6月30日時点で新たに把握した「未届の有料老人ホーム数」(※1)	199件	147件	23件

(※1) 「未届の有料老人ホーム数」には、現在施設に対して実態調査を行っている施設又は今後実態調査を行うために、報告時点では有料老人ホームに該当するか判断できる段階に至っていない施設を含む。

(※2) フォローアップ調査で報告した後に実態調査を行った結果、有料老人ホーム事業を廃止したものや食事等のサービスを提供していなかったことが明らかとなったもの、など。

【参考】入居者の処遇等に関する主な指導内容およびその指導を行った自治体

○ 行動制限は、緊急やむを得ない場合に限定し、その記録を保存するように指導

北海道、旭川市、青森県、青森市、盛岡市、山形県、福島県、茨城県、栃木県、前橋市、高崎市、埼玉県、船橋市、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、新潟市、山梨県、長野県、岐阜県、岐阜市、静岡県、愛知県、名古屋市、京都市、大阪府、大阪市、豊中市、東大阪市、兵庫県、和歌山県、和歌山市、島根県、岡山県、倉敷市、広島県、広島市、下関市、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、福岡県、福岡市、長崎市、大分県、宮崎県、宮崎市、鹿児島県、鹿児島市、沖縄県、那覇市（以上、53自治体）

○ 一部屋に複数人が生活しているため、個室化等によりプライバシーが確保されるよう指導

北海道、青森市、岩手県、仙台市、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、前橋市、高崎市、埼玉県、千葉県、船橋市、東京都、神奈川県、横須賀市、福井県、山梨県、長野市、静岡県、愛知県、名古屋市、神戸市、尼崎市、広島県、徳島県、愛媛県、高知市、福岡県、長崎県、大分県、鹿児島県、鹿児島市、沖縄県、那覇市（以上、35自治体）

○ 夜間に人員が配置されていないなどの不備があるため、緊急時に対応可能な体制を確保するよう指導

青森市、茨城県、栃木県、前橋市、高崎市、埼玉県、東京都、神奈川県、横須賀市、福井県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、名古屋市、大阪府、大阪市、豊中市、高槻市、東大阪市、枚方市、下関市、福岡県、福岡市、長崎県、大分県、宮崎県、宮崎市、鹿児島県、沖縄県、那覇市（以上、31自治体）

○ 居室の面積が狭いため、生活に必要なスペースを確保するよう指導

北海道、青森県、仙台市、山形県、栃木県、前橋市、埼玉県、さいたま市、千葉県、船橋市、八王子市、横浜市、山梨県、岐阜県、名古屋市、滋賀県、大阪府、姫路市、福山市、長崎県、那覇市（以上、21自治体）

○ 廊下が狭く、車椅子での移動に支障をきたす等、構造上問題があるため、改善を指導

山形県、茨城県、埼玉県、さいたま市、千葉市、横浜市、岐阜県、名古屋市、滋賀県、大阪府、神戸市、姫路市、福岡県、福岡市、長崎県、沖縄県、那覇市（以上、17自治体）

等

3. 前払金の保全措置が義務付けられている有料老人ホーム（平成 18 年 4 月 1 日以降に設置）の保全措置の状況について（平成 29 年 6 月 30 日時点）

老人福祉法第 29 条第 7 項に基づき、平成 18 年 4 月 1 日以降に設置された有料老人ホームにおいて前払金を徴収する場合は、前払金の保全措置を講じる必要がある。

	施設数
平成 18 年 4 月 1 日以降に設置された有料老人ホーム数	10,759 件
（うち）前払金を徴収している施設数	1,357 件
（うち）前払金の保全措置を講じている施設数（①）	1,318 件
銀行等による連帯保証委託契約	516 件
信託会社等による信託契約	365 件
全国有料老人ホーム協会による入居者生活保証制度	330 件
保険会社による保証保険契約	87 件
その他	20 件
（うち）前払金の保全措置を講じていない施設数（②）	39 件
② / (① + ②) × 100	(2.9%)

【参考】前払金の保全措置が義務付けられていない有料老人ホーム（平成 18 年 3 月 31 日以前に設置）の保全措置の状況について（平成 29 年 6 月 30 日現在）

	施設数
平成 18 年 3 月 31 日以前に設置された有料老人ホーム数	1,849 件
（うち）前払金を徴収している施設数	822 件
（うち）前払金の保全措置を講じている施設数	382 件
（うち）前払金の保全措置を講じていない施設数	440 件

未届の有料老人ホームに対する施設の届出、入居者処遇等に係る指導状況について

所管自治体	有料老人ホームの届出状況		平成28年6月30日時点で未届の有料老人ホーム(※実態把握中のものを含む)に対する指導状況									平成28年7月1日以降に新たに把握した未届の有料老人ホーム数(※実態把握中のものを含む)			
	有料老人ホームの届出済施設数	未届の有料老人ホーム設数(※実態把握中のものを含む)	平成28年6月30日時点で未届の有料老人ホーム数(※実態把握中のものを含む)									施設数	届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数	
			平成29年6月30日まで届出済(改善されたもの)			平成29年6月30日時点で未届(改善されていないもの)			施設数	届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数				
			届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数	施設数	届出に関する指導件数	入居者処遇等に係る指導件数	施設数							届出に関する指導件数
26	京都府内	74	3	3	1	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0
	京都府	17	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
	京都市	57	2	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
27	大阪府内	894	101	95	45	0	12	11	0	83	34	0	18	11	0
	大阪府	320	46	47	23	0	5	5	0	42	18	0	4	2	0
	大阪市	309	17	15	15	0	5	5	0	10	10	0	7	7	0
	堺市	91	10	7	0	0	1	0	0	6	0	0	4	1	0
	高槻市	19	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0
	東大阪市	69	13	11	4	0	0	0	0	11	4	0	2	1	0
	豊中市	40	2	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0
	枚方市	46	12	12	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0
28	兵庫県内	212	76	62	21	2	0	0	0	62	21	2	14	12	3
	兵庫県	55	16	15	15	0	0	0	0	15	15	0	1	1	0
	神戸市	81	20	15	5	2	0	0	0	15	5	2	5	3	0
	姫路市	16	36	29	1	0	0	0	0	29	1	0	7	7	3
	尼崎市	28	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	西宮市	32	3	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
29	奈良県内	93	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	奈良県	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	奈良市	40	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
30	和歌山県内	139	6	6	3	0	1	1	0	5	2	0	1	1	0
	和歌山県	50	3	2	2	0	0	0	0	2	2	0	1	1	0
	和歌山市	89	3	4	1	0	1	1	0	3	0	0	0	0	0
31	鳥取県	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	島根県	77	1	2	2	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0
33	岡山県内	194	2	5	5	2	4	4	2	1	1	0	1	1	0
	岡山県	62	0	2	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0
	岡山市	78	2	2	2	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0
	倉敷市	54	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
34	広島県内	145	7	5	5	0	2	2	0	3	3	0	4	3	0
	広島県	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	広島市	54	5	5	5	0	2	2	0	3	3	0	2	1	0
	福山市	37	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
	呉市	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	山口県内	245	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	山口県	181	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下関市	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	徳島県	51	2	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0
37	香川県内	114	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	香川県	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高松市	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	愛媛県内	146	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	愛媛県	93	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	松山市	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	高知県内	64	10	9	9	0	0	0	0	9	9	0	1	1	0
	高知県	31	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	高知市	33	9	9	9	0	0	0	0	9	9	0	0	0	0
40	福岡県内	819	43	43	33	0	8	8	0	35	25	0	8	5	0
	福岡県	422	31	32	27	0	5	5	0	27	22	0	4	4	0
	北九州市	153	4	3	3	0	2	2	0	1	1	0	3	1	0
	福岡市	191	6	5	0	0	0	0	0	5	0	0	1	0	0
	久留米市	53	2	3	3	0	1	1	0	2	2	0	0	0	0
41	佐賀県	194	8	4	4	0	1	1	0	3	3	0	5	5	1
42	長崎県内	170	7	8	8	0	2	2	0	6	6	0	1	0	0
	長崎県	83	7	8	8	0	2	2	0	6	6	0	1	0	0
	長崎市	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	佐世保市	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	熊本県内	398	20	23	23	0	5	5	0	18	18	0	2	1	0
	熊本県	270	6	7	7	0	3	3	0	4	4	0	2	1	0
	熊本市	128	14	16	16	0	2	2	0	14	14	0	0	0	0
44	大分県内	326	3	4	4	0	2	2	0	2	2	0	1	1	0
	大分県	188	3	4	4	0	2	2	0	2	2	0	1	1	0
	大分市	138	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	宮崎県内	447	21	25	16	0	12	8	0	13	8	0	8	0	0
	宮崎県	259	13	9	0	0	4	0	0	5	0	0	8	0	0
	宮崎市	188	8	16	16	0	8	8	0	8	8	0	0	0	0
46	鹿児島県内	324	13	13	13	0	4	4	0	9	9	0	4	4	0
	鹿児島県	188	8	7	7	0	1	1	0	6	6	0	2	2	0
	鹿児島市	136	5	6	6	0	3	3	0	3	3	0	2	2	0
47	沖縄県内	407	11	26	26	11	20	20	9	6	6	2	5	5	1
	沖縄県	327	5	18	18	6	17	17	6	1	1	0	4	4	0
	那覇市	80	6	8	8	5	3	3	3	5	5	2	1	1	1

届出を行っていない有料老人ホーム

- 「届出」を行っていない事業者は、老人福祉法第29条第1項の規定に違反している
- 「届出」がなければ、その有料老人ホームは行政との連携体制が不十分となる恐れがあるため、都道府県等においては、未届施設に対する実態把握や指導監督を強化するなどの対応が必要

